

# 富田訪問看護ステーション

## 契約書

# 富田訪問看護ステーション 契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下、「利用者」といいます）と、富田ケアセンター有限  
会社の営む富田訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対し  
て行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

## 第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその  
居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活  
を支援し、心身の機能維持回復を目指すために、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供  
し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有  
効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたが  
って、当事業者が提供する訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを利用できるものとしま  
す。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場  
合、契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条 （訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望  
を踏まえ、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居  
宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して  
説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、  
訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画を変更します。
  - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画  
の変更を要する場合
  - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の変更を希望する  
場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびそ  
の家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

## 第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供を  
開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書」および「訪問看護報告書及び介護  
予防訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

## 第5条 （訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの内容）

事業所は、契約者に対し医師の指示に基づき個別に訪問看護計画書若しくは介護予防訪問看護  
計画書を作成し、訪問看護若しくは介護予防訪問看護を実施、記録し、月毎に医師への報告を行  
う。また事業所は、介護保険法等関係諸法令及び健康保険法等関係諸法令に基づくサービスを提

供する。

なお、事業所が実施する具体的なサービスの内容は以下のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### 第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

#### 第7条 （料金）

1. 利用者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスの対価として、介護報酬告示上の額又は診療報酬の告示上の額に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月20日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月30日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

#### 第8条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく文書を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

#### 第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、4週間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、利用者又はその家族が事業所やサービス提供の従事者に対して、重大な背信行為を行った場合文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定める利用契約の目的を達することが不可能となった場合
  - ②利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ③利用者又はその家族が事業所やサービス提供の従事者に対して暴言、暴行、傷害等の行為を行い、この契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合、また、今後もその危険性がある場合
  - ④利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
4. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
- ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条 （訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

#### 第11条 （サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時30分までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時30分までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

#### 第12条 （サービス提供困難の対応、地震等の災害時の対応について）

1. 事業者は、正当な理由なく訪問看護の提供を拒みません。
2. 災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
3. 実際に地震等の災害が発生した時には、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族等で話し合っておいてください。

### 第13条（秘密保持義務）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

### 第14条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

### 第15条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

### 第16条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

### 第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

### 第18条（連携）

事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

### 第20条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

### 第21条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

【署名代行者（代理人）】（続柄 ）

住 所

氏 名

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

【事業者】岡山県倉敷市玉島道口2754番地1

富田ケアセンター株式会社 代表取締役 山中 祥吉

【事業所】富田訪問看護ステーション

岡山県倉敷市玉島道口78-1（介護：指定番号3360290369 岡山県）  
（医療：指定番号0290369）